

ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS
一 般 ガ ス 供 給 約 款

—東京地区等—

2025 年 9 月 1 日実施

株式会社 NTT ドコモ

目次

I	供給約款の適用	1
1	適用	1
2	供給約款の変更	1
3	用語の定義	2
4	日数の取り扱い	5
II	使用の申し込み及び契約	6
5	使用の申し込み	6
6	契約の成立及び変更	6
7	承諾の限界	7
8	ガスの適用開始日	8
9	名義の変更	9
10	ガス需給契約の解約	10
11	契約消滅後の関係	12
III	検針及び使用量の算定	13
12	検針	13
13	計量の単位	14
14	使用量の算定	14
15	使用量のお知らせ	16
IV	料金等	17
16	料金の適用開始	17
17	支払期限	17
18	料金の算定	17
19	単位料金の調整	19
20	料金の精算等	20
21	電子媒体による請求額情報の通知	20
22	料金等その他支払債務の支払方法	21
23	延滞利息	23
24	債権の譲渡等	23
V	供給	24

2 5	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	24
2 6	供給又は使用の制限等	24
2 7	供給停止	25
2 8	供給停止の解除	26
2 9	供給制限等の賠償	26
VI	保 安	27
3 0	供給施設の保安責任	27
3 1	周知及び調査義務	27
3 2	保安に対するお客さまの協力	28
3 3	お客さまの責任	28
3 4	供給施設等の検査	29
VII	そ の 他	30
3 5	使用場所への立ち入り	30
3 6	消費機器に関する情報の取り扱い	30
3 7	消費税法改正の場合の取り扱い	30
3 8	反社会勢力の排除	30
3 9	専属的合意管轄裁判所	31
4 0	支払証明書等の発行	31
4 1	お客さまの氏名等の変更の届出	32
4 2	通知	32
4 3	プライバシーポリシー	32
4 4	準拠法	33
附	則	34
	(別表第 1) 供給区域	35
	(別表第 2) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式.....	36
	(別表第 3) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合の使用量の算式.....	37
	(別表第 4) 料金表	38
	(別表第 5) 料金の日割計算 (1)	42
	(別表第 6) 料金の日割計算 (2)	43
	(別表第 7) 標準熱量より 2 パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式.....	44

(別表第8) 燃焼速度・ウォッベ指数	45
(別表第9) 手数料等	47

I 供給約款の適用

1 適用

- (1) 株式会社NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）は、東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」といいます。）が供給するガス(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。)の取次を行っており、東京ガスが、お客さまにガスを供給するときの料金その他の供給条件は、この「ドコモ ガス Supplied by TOKYO GAS 一般ガス供給約款―東京地区等―」（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、別表第1の供給区域に適用いたします。
- (3) この供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2 供給約款の変更

- (1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款又は東京ガスが定める「一般ガス供給約款（東京地区等）」が変更される若しくは変更された場合、法律、命令、条例又は規則（以下「法令等」といいます。）の改正によりこの供給約款の変更の必要が生じた場合、その他事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この供給約款を変更することがあります。この場合、原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の一般ガス供給約款によるものとし、当社は、あらかじめこの供給約款を変更する旨及び変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示又は第42条第1項各号に定める通知方法、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) この供給約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、第3項に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社及び東京ガスの名称、住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号を記載すること。
- (3) この供給約款の変更が、法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、そ

の他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 用語の定義

この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 熱量 —

- (1)「熱量」… 摂氏0度及び圧力 101.325 キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2)「標準熱量」… 前項の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3)「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

— 圧力 —

- (4)「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5)「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6)「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (7)「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（第9項から第18項までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

— 供給施設 —

- (8)「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにそれらの付属施設をいいます。

— 導管 —

- (9)「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令等に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号の全

てを満たす私道に埋設する導管については、将来、一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること。
 - ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること。
 - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと。
 - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること。
 - ⑤ その他、一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること。
- (10)「供給管」… 本支管から分岐して、道路とお客さまが所有又は占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (11)「内管」… 前項の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。
- (12)「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (13)「整圧器」… ガスの圧力を一定の範囲に調整する装置をいいます。
- (14)「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (15)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (16)「マイコンメーター」… マイクロコンピューターを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断する等の保安機能を有するものをいいます。
- (17)「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (18)「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

— 消費機器 —

- (19)「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備等の付属装置を含みます。

— その他の定義 —

- (20)「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (21)「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。
- (22)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (23)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (24)「ガス小売事業者」… ガス事業法第2条第3項に規定される事業者をいいます。
- (25)「一般ガス導管事業者」… 東京ガスネットワーク株式会社を指します。
- (26)「託送供給約款」… 一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、この供給約款においては一般ガス導管事業者の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。
- (27)「需要場所」… お客さまがガスを使用する場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
- ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅
- 各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。
- イ 各戸が独立的に区画されていること。
- ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること。
- ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
- ② 店舗、官公庁、工場その他
- 1構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。
- ③ 施設付住宅
- 1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については第1号により、非住宅部分については前号により取り扱います。
- (28)「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが第5条第1項のガス使用の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約され、かつ一般ガス導管事業者がいずれのガス小売事業者とも託送供給約款に基づく託送供給契約を締結していないにもかかわらず、お

客さまが引き続きガスの供給を受けている状態である場合（当社がお客さまとガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）をいいます。

(29)「ガス需給契約」…この供給約款に基づくガスの供給及び使用に関する契約のことをいいます。

(30)「回線契約約款」…当社が別に定める Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款又は 5G サービス契約約款の総称をいいます。

(31)「回線契約」…回線契約約款に基づく Xi 契約、FOMA 契約又は 5G 契約をいいます。

(32)「d アカウント」…当社が別に定める d アカウント規約に基づき当社が発行したドコモ回線 d アカウント又はキャリアフリー d アカウントをいいます。

(33)「ドコモ ガス」…当社が提供するガス供給の取次サービスをいいます。

(34)「ドコモ ガスポイント提供条件」…当社が別に定める「ドコモ ガス d ポイント提供条件」をいいます。

(35)「ドコモでんきサイト」…ドコモ ガスに関する情報を掲載した当社のインターネットサイト<<https://denki.docomo.ne.jp>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。

4 日数の取り扱い

この供給約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

Ⅱ 使用の申し込み及び契約

5 使用の申し込み

- (1) お客さまがガス需給契約の適用を希望される場合は、あらかじめこの供給約款の内容、ドコモ ガスポイント提供条件及び託送供給約款におけるお客さまに関する事項を承諾の上、当社に申し込みをしていただきます。
- (2) 前項の申し込みに伴いガス工事を必要とする場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者がガス工事の申し込みをしていただきます（ただし、一般ガス導管事業者が承諾した工事人にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (3) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の方法により申し込んでいただくほか、必要に応じてそれらを証明するものを提示していただくことがあります。
- (4) 第1項の申し込みには、お客さまご自身の名義のdアカウントが必要となります。
- (5) 未成年者が第1項の申し込みをするにあたっては、親権者又は未成年後見人の事前の同意を得るものとします。
- (6) 第1項の申し込みに際し、お客さまは、特定回線（お客さまが指定する5G、FOMA又はXi（当該回線契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用FOMAに係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。
 - ① 当該回線の契約者名義がガス需給契約の申し込みをする者と同一でないもの。
 - ② 当該回線の契約者名義が法人であるもの。
 - ③ 当該回線契約約款に規定する電話番号保管をしているもの。
 - ④ 他のガス需給契約に係る特定回線であるもの。
 - ⑤ 料金その他の債務（回線契約約款に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ⑥ その他当社が指定するもの。

6 契約の成立及び変更

- (1) ガス需給契約は、当社が第5条第1項の申し込みを承諾したときに成立いたします。ただし、ガス需給契約に基づく東京ガスからお客さまへのガス供給を行うための手続き等において、関連する一般ガス導管事業者からの承諾が得られないことが明らかとなった場合等ガスの供給開始に向けた手続きに支障がある場合には、ガス需給契約は当初にさかのぼってその効力を失うものとします。
- (2) 当社は、原則として1需要場所につき、1ガス需給契約を締結します。

- (3) ガス需給契約の成立後、供給条件その他の契約条件を記載した書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- (4) お客さまは、前条第6項に定める場合のほか、当社が別に定めるところにより特定回線の指定、変更又は廃止の請求をすることができます。
- (5) 前項の規定により特定回線を指定又は変更するときは、前条第6項に準じます。
- (6) 前二項の規定にかかわらず、特定回線に係る契約の解除があったときは、その契約の解除と同時に特定回線を廃止します。
- (7) お客さまからの申し出により契約を変更する場合も、第1項の規定を準用します。

7 承諾の限界

- (1) 当社は、ガス需給契約を適用開始日から1年に満たない日に解約（以下「短期解約」といいます。）されたお客さまから、同一需要場所で再びガス需給契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の適用開始日が当該解約日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (2) 当社は、当社が定める他の選択約款等に基づくガスの供給及び使用に関する契約を短期解約の上でガス需給契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (3) お客さまの資産となる第3条第10項の境界線よりガス栓までの供給施設が、一般ガス導管事業者が工事を実施したものでない場合は、原則として申し込みを承諾できません。ただし、一般ガス導管事業者が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、一般ガス導管事業者が実施する工事は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款によるものといたします。
- (4) 当社は、次に掲げる東京ガスの責めによらない事由によりガスの供給が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
 - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が、法令等によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合。
 - ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合。
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合。
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合。
 - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、当社又は東京ガスの正常な企業努力では東京ガスによるガスの供給が不可能又は著しく困難な場合。
 - ⑥ その他やむを得ない場合。

- (5) 当社は、第 26 条の供給又は使用の制限事由、第 27 条の供給停止事由に該当する場合や、申し込み者（申し込み者の同居者と当社が認める方、その他当社との関係においてこの供給約款に基づく契約により申し込み者とともに利益を受けていると当社が認める方又は申し込み者と主要構成員の全部若しくは一部を同じくする団体等を含みます。）が当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の支払債務をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は以下の場合、ガス需給契約の申し込みを承諾しないことがあります。
- ① 東京ガスから当社に対して、ガス需給契約の申し込みの受付を中止するよう申し入れがされた場合。
 - ② 当社が、東京ガスの供給するガスの取次を終了した場合。
- (7) 当社は、次の場合その他必要がある場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- ① お客さまが、ガス需給契約の申し込みやその他の場合に、お客さまの氏名、住所及びその他申し込みの内容について、事実と異なる申し出を行った場合。
 - ② 新たにガスの使用を開始する需要場所で供給地点特定番号が発番されていない場合。
 - ③ お客さまが、特定回線の回線契約約款に定める申し込みにあたって、事実と異なる申し出を行った場合。
 - ④ お客さまが満 13 歳未満である場合。
 - ⑤ お客さまが法人名義で申し込みされた場合。
 - ⑥ お客さまが当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、又は怠るおそれがある場合。
 - ⑦ お客さまが過去に不正な行為等により当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者からガス需給契約の解約又は供給の停止等の措置を受けたことがある場合。
 - ⑧ お客さまが第 38 条の定めに違反するおそれがある場合。
 - ⑨ 当社又は東京ガスのシステムに障害が発生している等技術的要因により申し込みをお受けできない場合。
 - ⑩ 申し込みをお受けできないと認められる相当の事由がある場合、その他経済的観点から合理性が認められない等東京ガス又は当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
- (8) 当社は、本条によりガス需給契約の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申し込み者にお知らせいたします。

8 ガスの適用開始日

当社は、お客さまとのガス需給契約が成立したときには、ガスの適用開始日を以下のとおりといたします。なお、第 3 条第 28 項のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態となった日をその開始日といたします。

- ① 東京ガス、東京ガスの他の取次店、東京ガス以外のガス小売事業者等（ガス事業法第 14 条第 1 項に規定される事業者をいいます。以下同じとします。）又は一般ガス導管事業者による最終保障供給からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、契約成立日以降、所定の手続きを完了した後の最初の第 12 条第 1 項の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日。当社の他のガスの供給及び使用に関する契約を締結している場合も同様とします。ただし、お客さまの求めにより、当社が合意した日とする場合があります。なお、この場合は、お客さまから検針にかかる費用を申し受けます。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始する場合（お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び第 28 条の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じとします。）は、原則として、お客さまの希望する日。

9 名義の変更

- (1) お客さまは、ガス需給契約の名義について、お客さまの同居親族を契約者として、名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を申し込むことができます。
- (2) お客さまは、前項の規定により名義変更を申し込むときは、当事者が連署した当社所定の書面により申し込みをしていただきます。
- (3) 当社は、第 1 項の申し込みがあったときは、次の場合を除いてこれを承諾します。
 - ① 名義変更により新たにそのガス需給契約の契約者になろうとするお客さまが、当社に対する料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - ② その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (4) 前三項の規定にかかわらず、同居親族である相続人による相続に伴うガス需給契約の名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
 - ① 相続人は、当社所定の書面に相続があったことを証明する書類を添えて申し込みをしていただきます。
 - ② 前号の場合において相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者として定めて申し込みをしていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - ③ 第 1 号の規定による代表者からの申し込みがあるまでの間、当社は、自らの裁量により相続人のうちの 1 人を契約者として取り扱います。
- (5) 前四項の規定にかかわらず、当社は、お客さまが特定回線を指定している場合、その特定回線に係る契約について名義変更があったときのガス需給契約の名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
 - ① その特定回線の名義変更が同居親族を契約者とするものであった場合に限り、そのガス需

給契約に係る名義変更の申し込みがあったものとみなして、これを承諾します。この場合において、名義変更により新たにそのガス需給契約の契約者となるお客さまは、名義変更後の特定回線に係る契約者と同一とします。

② その特定回線の名義変更が同居親族以外を契約者とするものであった場合、そのガス需給契約の名義変更をすることはできず、その特定回線の名義変更後の契約者がガス需給契約の適用を希望するときは、新たに申し込みをしていただく必要があります。

(6) 前項に規定する特定回線の名義変更には、相続に伴う名義変更を含みます。

(7) ガス需給契約の名義変更を行った場合、名義変更後にそのガス需給契約の契約者となる者は、名義変更前の契約者がガス需給契約に基づき当社又は東京ガスに対して有していた一切の権利及び義務を承継するものとします。

(8) ガス需給契約の名義変更があったときは、当社から東京ガスへ名義変更に係る情報を連携する期間において一時的に当社と東京ガスとで名義が一致しない場合があります。

10 ガス需給契約の解約

(1) お客さまが、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日を東京ガスによるガス供給の終了日とし、ガス需給契約の終了の処置（当社が東京ガスによるガス供給の終了日を把握し、ガス需給契約の終了の手続きを行うことをいいます。以下同じとします。）を行った日を解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、ガス使用廃止が行われた日を東京ガスによるガス供給の終了日とし、ガス需給契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。

(2) お客さまがガス需給契約を解約し、新たに他のガス小売事業者等からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者等に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該ガス小売事業者等からの依頼を、一般ガス導管事業者を介して受け、お客さまとのガス需給契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、当社とのガス需給契約は、新たなガス小売事業者等からお客さまへのガスの供給を開始するために検針が実施される日を東京ガスによるガス供給の終了日とし、ガス需給契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。また、お客さまが、東京ガス又は東京ガスの他の取次店の他のガス需給契約、当社の他のガス需給契約や一般ガス導管事業者による最終保障供給に切り替える場合も、これに準じるものといたします。

(3) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまの申し出に基づき、ガス需給契約を解約できるものといたします。ただし、第7条第1項の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。

(4) 当社は、次の場合、お客さまに対する通知によりガス需給契約を解約できるものといたしま

す。なお、次の場合に該当することにより、当社又は東京ガスが損害を被った場合、お客さまはその損害を賠償する責任を負います。

① お客さまが当社に対して第 1 項に基づくガス使用廃止の通知をしていない場合であって、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合。この場合、第 7 項の定めにかかわらず、東京ガスがガスの供給を終了させるための措置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとった日をガス供給の終了日とし、ガス需給契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。

(5) 第 3 項の場合、解約の申し出が到着した日（以下「解約申出日」といいます。）以降、所定の手続きを完了した後の最初の定例検針日を東京ガスによるガス供給の終了日とし、ガス需給契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。なお、所定の手続きを完了した日が定例検針日と同日の場合は、その日を東京ガスによるガス供給の終了日とし、ガス需給契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。ただし、当社が解約日を別途通知した場合は、その日を解約日とします。

(6) 当社は、次の場合、お客さまに対してガス需給契約の解約を申し出ることができるものといたします。なお、次の場合に該当することにより、当社が損害を被った場合、お客さまはその損害を賠償する責任を負います。

① お客さまがイ又はロに掲げる事由に該当する場合。この場合、当社は、イ又はロの事由により供給を終了する旨を予告のうえ、東京ガス又は一般ガス導管事業者がガスの供給を終了（メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断）することがあります。なお、少なくとも 2 回予告することとし、供給終了を予告する日と供給終了する日との間にそれぞれ 15 日間程度及び 5 日間程度の日数をおいて予告し、ガス需給契約の終了の措置を行った日を解約日といたします。

イ お客さまが、第 17 条第 2 項の支払期限日を経過してなお料金その他の当社に対する債務を支払わない場合（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。

ロ お客さまが、当社とその他のガス需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期限日を経過してなお料金その他の当社に対する債務を支払わない場合（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。

② 前号のほか、お客さまに契約違反があった場合。

③ 第 7 条第 4 項各号の事由に該当し、ガスの供給の継続が困難な場合。

(7) お客さまは、前項の規定により当社がお客さまとのガス需給契約を解約しようとしている場合、第 35 条第 4 号及び第 5 号の作業を含むガスの閉栓が速やかに行われるよう当社及び東京ガスに協力しなければならないものとし、閉栓した日をもって東京ガスによるガス供給の終了日とし、ガス需給契約の終了の処置を行った日を解約日といたします。

(8) ガスの閉栓がなされず、お客さまがガスをご利用になった場合、当社は、ガス需給契約に基

づき、お客さまに対して当該ご利用分の料金を請求します。

1 1 契約消滅後の関係

- (1) ガス需給契約中に当社又は東京ガスとお客さまとの間に生じた料金その他の債権及び債務は、前条の規定によってガス需給契約が解約されても消滅いたしません。
- (2) 一般ガス導管事業者は、前条の規定によってガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等一般ガス導管事業者所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

Ⅲ 検針及び使用量の算定

1 2 検針

— 検針の手順 —

(1) 一般ガス導管事業者は、あらかじめ定めた日に毎月 1 度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。

- ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
- ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮の上検針を行う日を定めます。

(2) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、前項の定例検針日以外に次の日に検針を行います。

- ① 第 8 条第 2 号に規定するガスの適用開始日。
- ② 第 10 条の規定によるガス供給の終了日。
- ③ 第 27 条の規定によりガスの供給を停止した日。
- ④ 第 28 条の規定によりガスの供給を再開した日。
- ⑤ ガスメーターを取り替えた日。
- ⑥ 第 8 条第 1 号ただし書に規定する日（お客さまの求めにより、当社が合意したガスの適用開始日）の前日。
- ⑦ その他東京ガス又は一般ガス導管事業者が必要と認めた日。

— 検針の省略 —

(3) 第 8 条なお書、同条第 1 号ただし書及び第 2 号の場合又は第 29 条の規定によりガスの供給を再開した場合で、適用開始又は供給再開の日とその直後の定例検針を行う日の間の日数が 4 日（第 7 項に規定する休日を除きます。）以下のときは、適用開始又は供給再開の直後の定例検針を行わないことがあります。

(4) ガス需給契約が第 10 条第 1 項、同条第 2 項又は同条第 4 項第 1 号により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日と解約の期日の間の日数が 3 日（第 7 項に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。

(5) 第 2 項第 3 号の供給停止に伴う検針日と第 2 項第 4 号の供給再開に伴う検針日の間の日数が 4 日（第 7 項に規定する休日を含みます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。

(6) お客さまの不在、災害、感染症の流行、その他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

- (7) 第3項から第5項に定める休日とは、日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに1月4日、5月1日、12月29日及び12月30日とします。

1.3 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。
- (3) 次条第9項又は同条第12項の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

1.4 使用量の算定

- (1) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。また、第8条なお書及び同条第1号の場合には、適用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。
- (2) 前項の「検針日」とは、次の日をいいます（次項、第7項及び第17条第1項において同じ）。
- ① 第12条第1項及び同条第2項（ただし、同条同項第5号を除きます）の日であって、検針を行った日。
- ② 第4項から第7項までの規定により使用量を算定した日。
- ③ 第8項の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日。
- (3) 第1項の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。
- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間（次号及び第3号の場合を除きます。）。
- ② 第12条第2項第1号の場合又は第28条の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間。
- ③ 第27条の規定によりガスの供給を停止した日に第28条の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間。

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

- (4) 一般ガス導管事業者は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間（以下「推定料金算定期間」といいます。）の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間（以下「翌料金算定期間」といいます。）の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V_2 = M_2 - M_1 - V_1$$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) 前項で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を第1号の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を第2号の算式で算定した使用量に、各々見直します。

① $V_2 = (M_2 - M_1) \times 1 / 2$

(小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

② $V_1 = (M_2 - M_1) - V_2$

(備考)

V_1 = 推定料金算定期間の使用量

V_2 = 翌料金算定期間の使用量

M_1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M_2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 一般ガス導管事業者は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなときには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなときには、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 一般ガス導管事業者は、第8条第1号及び同条第2号に規定するガスの適用開始日以降最初の検針日に、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 一般ガス導管事業者は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、前四項に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、第10項又は第11項に準じて使用量を算定し直します。

(9) ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、託送供給約款等に定めるところにより、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第2の算式により使用量を算定し、お客さまと東京ガスとの協議によって定めます。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

- (10) ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、託送供給約款等に定めるところにより、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと東京ガスとの協議によって、使用量を定めます。
- (11) 一般ガス導管事業者は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は前項の基準により定めることがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、お客さまと東京ガスとの協議の上改めて使用量を定めます。
- (12) 一般ガス導管事業者は、第25条第3項の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第3の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

1.5 使用量のお知らせ

当社は、東京ガス又は一般ガス導管事業者が前条の規定により算定した使用量を、電磁的方法その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、災害等やむを得ない理由がある場合には、使用量をお知らせしないことがあります。

IV 料金等

1 6 料金の適用開始

料金は、第 8 条のガスの適用開始日又は第 28 条の規定により供給を再開した日から適用いたします。

1 7 支払期限

(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号に掲げる日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。

① ガス需給契約中は、検針日（第 12 条第 2 項第 1 号、同条同項第 4 号から同条同項第 6 号まで及び第 14 条第 8 項を除きます。）。

② 第 14 条第 9 項、同条第 10 項又は同条第 11 項後段の規定（同条第 8 項なお書きの規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、協議の成立した日。

③ 第 14 条第 8 項前段又は同条第 11 項前段の規定（同条第 8 項なお書きの規定により準じる場合を含みます。）が適用される場合は、第 15 条により使用量をお知らせした日。

(2) 料金は、別途当社が定める支払期限日までにお支払いいただきます。

(3) 当社は、料金を、お客さまと東京ガスとの契約により東京ガスが提供する付帯サービス契約料金（TES メンテナンスサービス契約、ガス警報器リース契約、床暖房賃貸制度、くらし見守りサービス（マイツーホー）、ガス機器スペシャルサポート、その他の料金と合算して請求を行うサービス等の料金をいい、以下「付帯サービス料金」といいます。）と合算して請求いたします。なお、付帯サービス料金の支払義務発生日、付帯サービス料金の請求額の通知方法及び支払期限日は、料金と同様といたします。

(4) 第 22 条第 1 項第 6 号の規定が適用される場合の支払期限日は、翌月の料金の支払期限日といたします。

1 8 料金の算定

— 料金の算定方法 —

(1) 当社は、別表第 4 の料金表を適用して、第 15 条の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の料金（基本料金及び従量料金からそれぞれ消費税等相当額を除いた金額（以下「割戻し料金」といいます。）の合計に、消費税等相当額を加えた金額をいい、第 23 条、別表第 4、別表第 5 及び別表第 6 においても同様とします。）を算定いたします。ただし、ガス工事約款の規定により、お客さまが 1 需要場所に 2 個以上のガスメーターを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれのガスメーターの読みにより算

定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、料金を算定いたします（第4項及び第5項の場合も同様といたします。）。

— 料金算定期間及び日割計算 —

- (2) 当社は、次項の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- ① 定例検針日、第12条第2項第6号又は同条同項第7号の翌日から、次の定例検針日、同条同項第6号又は同条同項第7号までの期間が24日以下又は36日以上となった場合。
- ② 第12条第2項第1号の場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合。
- ③ 第10条第1項、同条第4項第1号又は同条第6項第3号の規定により解約等を行った場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合。
- ④ 第27条の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（第12条第5項により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）。
- ⑤ 第28条の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下又は36日以上となった場合（第12条第5項により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）。
- ⑥ 第26条第3項の規定によりガスの供給を中止し又はお客さまに使用を中止していただいた日の当日中までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (4) 当社は、前項第1号から前項第5号までの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第5によります。
- (5) 当社は、第3項第6号の規定により料金の日割計算をする場合は、別表第6によります。

— 端数処理 —

- (6) 当社は、第1項の割戻し料金に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

— 適用料金の事前のお知らせ —

- (7) 当社は、料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金及び1立方メートルあたりの調整額又は調整単位料金）を、当社が適当と判断した方法により、あらかじめお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。

19 単位料金の調整

- (1) 東京ガスは、毎月、次項第2号により算定した平均原料価格が同項第1号に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第4の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第4の第2条第2項のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) 前項の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

57,250円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第4の第2条第2項に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が156,200円以上となった場合は、156,200円といたします。

（算式）

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9479 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0546 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

20 料金の精算等

- (1) 当社又は東京ガスは、第14条第5項の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 当社又は東京ガスは、すでに料金としていただいた金額と第14条第9項から同条第11項までの規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社又は東京ガスは、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、第25条第2項で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第7の算式により算定した金額をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 当社又は東京ガスは、第14条の規定により算定した使用量に基づいた料金については、災害等やむを得ない理由がある場合には、請求を行わないことがあります。

21 電子媒体による請求額情報の通知

- (1) 当社は、お客さまから請求があったときは、次の場合を除いて、当社又は第24条に定める請求事業者が行う請求に係る情報（料金及び付帯サービス料金（以下、料金と付帯サービス料金を合わせて「料金等」といいます。）並びに延滞利息等の請求額及び料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等及び延滞利息等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。
 - ① お客さまが料金等を次条第1項第2号ハにより支払われるとき。
 - ② お客さまが料金等を次条第1項第1号により支払われる場合であって、当社が別に定めるとき。
 - ③ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (2) お客さまが料金等を次条第1項第2号イ又はロにより支払われるとき、当社がそのことを確認した日において、前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。ただし、お客さまから電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があった場

合はこの限りではありません。

- (3) 当社は、ガス需給契約の申し込み又は支払方法の変更を承諾した際に、第1項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。
- (4) 当社は、第1項に規定する請求データ蓄積装置に、お客さまに係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報をお客さまに通知したものとみなします。
- (5) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを行っている場合で、第10条の規定によりそのガス需給契約が解約されたことを当社が確認したときは、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。
- (6) 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているとき、お客さまからこの取扱いを廃止する申し出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。
 - ① 第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - ② 第10条の規定によりそのガス需給契約が解約されたとき。
- (7) 電子媒体による請求額情報の通知に関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

2.2 料金等その他支払債務の支払方法

- (1) お客さまは、料金等を、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める方法により支払うものとします。
 - ① お客さまが特定回線を指定している場合、回線契約約款に基づく Xi サービス、FOMA サービス又は 5G サービスの料金（以下総称して「回線料金」といいます。）と併せて支払う方法により支払っていただきます。なお、料金等の請求方法、支払方法及び請求額情報の通知等については、この供給約款に別段の定めがある場合を除き、回線料金に係る回線契約約款の定めを準用することとします。
 - ② お客さまが特定回線を指定していない場合、特定回線を指定しているが前号による支払いを希望しない場合、又は特定回線に係る契約の解約に伴い特定回線の指定が解除される場合、次に定める方法の中から料金等の支払方法を選択いただきます。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法。なお当該方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ口座情報を当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが当社の指定する決済用クレジットカードにより支払う方法。なお、お客さまのご本人名義のクレジットカードに限ります。また、当該方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめクレジットカードの情報を当社に申し出ていただきます。この場合、決済用クレジットカードの発行者（以下「カード会社」といいます。）の

定める方法に従い、当該カード会社からお客さまに対して料金相当額が請求されます。

ハ お客さまが料金等を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払う方法。なお、当該方法を希望される場合には、当社が指定する様式によっていただきます。

- ③ お客さまが料金等を前号により支払われる場合は、次の時に当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ 前号イにより支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ 前号ロにより支払われる場合は、料金等がそのカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 前号ハにより支払われる場合は、料金等が当該金融機関に払い込まれたとき。

- ④ お客さまが第2号イ又はロにより料金等を支払われる場合において、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を希望されるときは、当社は、別表第9の手数料等に定める請求書等発行手数料（以下「請求書等発行手数料」といいます。）を申し受けます。

- ⑤ お客さまが第2号ハにより料金等を支払われる場合は、当社は、請求書等発行手数料及び別表第9の手数料等に定める請求書取扱事務手数料（以下「請求書取扱事務手数料」といいます。）を申し受けます。なお、お客さまが他の方法での支払いを希望された場合であっても、当該支払いの手続きが完了するまでの間であって、同号ハの請求書が発行された場合は、請求書等発行手数料及び請求書取扱事務手数料を申し受けます。

- ⑥ お客さまが料金等を第2号イ又はハにより支払われる場合において、お客さまへ請求する奇数月の料金等が、当社が別に定める額に満たないときは、当社はその暦月と翌暦月の料金等を、まとめて請求するものとし、お客さまは所定の支払期限日までに支払うものとします。ただし、お客さまから1月毎の支払いを希望する申し出があった場合は、この限りではありません。なお、当社が別に定める額は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

- ⑦ お客さまが料金等を特定回線と一括して支払われる場合は、請求書等発行手数料及び請求書取扱事務手数料はこの供給約款によらず、当該回線契約に係る回線契約約款の定めるところによります。

- ⑧ お客さまが何らかの事情により第2号イ又はロにより料金等を支払うことができなかった場合、当社は同号ハに定める方法によりお客さまに対して料金等を請求いたします。この場合、当社は、第5号で定める請求書等発行手数料及び請求書取扱事務手数料を申し受けます。

- (2) お客さまは、その他支払債務について、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者が別途指定する方法により支払うものとします。

2 3 延滞利息

- (1) お客さまが料金等を、支払期限日を経過してなお支払われない場合には、お客さまは、支払期限日の翌日から支払いの前日までの期間の日数に応じて延滞利息を料金等と同じ方法で支払うものとします。ただし、支払期限日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金等から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 14.5 パーセントの割合（閏年の日を含む期間については、366 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。

2 4 債権の譲渡等

- (1) お客さまは、料金等及びその他支払債務に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、お客さまへの個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (2) お客さまは、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所等の情報（請求事業者がお客さまへ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第 10 条の規定に基づきこの供給約款に基づくガス需給契約が解約されている場合は、その内容等の情報（請求事業者が料金を回収するため に必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (3) お客さまは、当社が第 1 項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- (4) 第 1 項に規定する当社が別に定める第三者は、「NTT ドコモプライバシーポリシー」に定めるところによります。

V 供 給

2 5 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- (1) 東京ガスは、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、消費機器に対する適合性を示すもので、別表第8の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当社の類別は 13A ですので、消費機器は、13A とされている消費器具が適合いたします。

熱 量	標準熱量	45 メガジュール
	最低熱量	44 メガジュール
圧 力	最高圧力	2.5 キロパスカル
	最低圧力	1.0 キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	47
	最低燃焼速度	35
	最高ウォッベ指数	57.8
	最低ウォッベ指数	52.7

- (3) 東京ガスは、前項に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議の上、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 東京ガスは、東京ガスの責めに帰すべき事由により、第2項に規定するガスの熱量等及び前項の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、東京ガスが賠償する損害の範囲は、東京ガスに故意又は重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。

2 6 供給又は使用の制限等

- (1) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、ガスの熱量等が前条の規定と相違する場合には、ガスの供給を中止することがあります。
- (2) 次の事由のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を中止することがあります。
- ① 東京ガスが十分な供給量を確保できなかった場合。
 - ② お客さまが、第35条に掲げる東京ガス又は一般ガス導管事業者係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合。
 - ③ お客さまが、ガス工作物を故意又は過失により損傷し又は失わせた場合。
 - ④ お客さまが、第30条、第32条、及び第33条の保安に係る東京ガス又は一般ガス導管事業

者への協力又は責任の規定に違反した場合。

(3) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、次の事由のいずれかに該当する場合には、ガスの供給を制限若しくは中止をする場合があります。また、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者は、必要に応じお客さまに対し、ガスの供給を制限若しくは中止する旨をお知らせすることがあります。

① 災害等その他の不可抗力による場合。

② ガス工作物に故障が生じた場合及び故障のおそれがあると当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者が認めた場合。

③ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合。

④ 法令等の規定による場合。

⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（第 32 条第 1 項の処置をとる場合を含みます。）。

⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合。

⑦ お客さまが託送供給約款又はその他の関連する規定に違反し、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合。

⑧ 保安上又はガスの安定供給上必要と当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者が認めた場合（第 32 条第 4 項の処置をとる場合を含みます。）。

⑨ その他、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者が認めた場合。

(4) 当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者は、前条第 2 項に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び前項の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又はお客さまに使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

2.7 供給停止

(1) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止（メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断）することがあります。この場合、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

① 第 35 条各号に掲げる東京ガス又は一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合。

② ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合。

③ 第 3 条第 10 項の境界線内の一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合。

④ 第 32 条第 5 項及び第 33 条第 4 項の規定に違反した場合。

⑤ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合。

(2) お客さまがガス小売供給に係る無契約状態となり、一般ガス導管事業者がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給に係る契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合、一般ガス導管事業者は、ガスの供給を停止することがあります。なお、これに伴い当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

2 8 供給停止の解除

前条第 1 項各号の規定により供給を停止した場合において、その理由となった事実を解消した場合は、供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

2 9 供給制限等の賠償

(1) 第 10 条第 4 項、第 26 条又は第 27 条の規定により当社が解約をし、又は東京ガス若しくは一般ガス導管事業者が供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さまが損害を受けられても、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由がないときは、当社、東京ガス又は一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

(2) 当社又は東京ガスが、前項にかかわらず、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社又は東京ガスが賠償する損害の範囲は、当社又は東京ガスに故意又は重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。

VI 保 安

3 0 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、お客さまの資産となる第3条第10項の境界線からガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、前項の供給施設について、検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

3 1 周知及び調査義務

- (1) 東京ガスは、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、インターネット、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 東京ガスは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 東京ガスは、前項のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。
- (4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、前三項の周知及び調査を実施できません。また、当社及び東京ガスは、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (5) 当社及び東京ガスは、ガス需給契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

3 2 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。供給又は使用の状態が復旧しないときは、前項の場合に準じて一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、第 30 条第 3 項及び前条第 2 項のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用を中止していただくよう求めることがあります。
- (5) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、お客さまが東京ガス及び一般ガス導管事業者の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは第 25 条第 2 項に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの第 3 条第 10 項の境界線内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

3 3 お客さまの責任

- (1) お客さまは、第 31 条第 1 項の規定により東京ガスがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ東京ガスの承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）とお客さまに負担していただきます。
- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

す。

- ① 高圧ガス保安法その他の法令等に定めるものであること。
- ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
- ③ 第 25 条第 2 項に規定する供給ガスに適合するものであること。
- ④ 高圧ガス保安法その他の法令等に定められる検査の有効期限内のものであること。
- ⑤ 一般ガス導管事業者が認めた安全装置を備えるものであること。

(5) ガス事業法第 62 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。

- ① 一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと。
- ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと。

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することがあります。

3 4 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、当社又は東京ガスが定める方法により、東京ガスにガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといえます。次項において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は当社又は東京ガスが負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び第 3 条第 15 項に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社又は東京ガスが定める方法により、東京ガス又は一般ガス導管事業者へ請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまに負担していただきます。
- (3) 東京ガス又は一般ガス導管事業者は、前二項に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、東京ガス又は一般ガス導管事業者が第 1 項及び第 2 項に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち会わせることができます。

Ⅶ そ の 他

3 5 使用場所への立ち入り

東京ガス及び一般ガス導管事業者は、次の作業のため必要な場合には、お客さまの土地及び建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員はお客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）。
- ② 供給施設の検査及び消費機器調査のための作業。
- ③ 供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業。
- ④ 第 10 条の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業。
- ⑤ 第 10 条第 6 項第 1 号、第 26 条又は第 27 条の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業。
- ⑥ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業。
- ⑦ その他保安上必要な作業。

3 6 消費機器に関する情報の取り扱い

- (1) 東京ガスは、一般ガス導管事業者から第 31 条第 2 項の法定の消費機器調査の結果等を調査後遅滞なく提供いたします。
- (2) 消費機器に関する事故が発生した場合、東京ガスは、一般ガス導管事業者から一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けます。

3 7 消費税法改正の場合の取り扱い

消費税法又は地方税法が改正されたことにより消費税率が改定された場合、当社は、当該改正消費税法又は地方税法に則り料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額及び消費税率も改正消費税法又は地方税法によるものとします。

3 8 反社会勢力の排除

- (1) お客さまは、このガス需給契約成立時において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。違反した場合はガス需給契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さまは、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。
- ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、お客さまが前二項に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちにこのガス需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

3 9 専属的合意管轄裁判所

この供給約款にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

4 0 支払証明書等の発行

- (1) 当社は、お客さまから請求があったときは、当社が別に定めるところにより、料金等その他の当社に対する債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 当社は、お客さまから請求があったときは、当社の帳簿に基づき、お客さまのガス需給契約に係る次の事項に係る証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。ただし、経過年数によっては、発行できないことがあります。
 - ① 申し込みの承諾年月日（名義変更により新たなお客さまが権利義務を承継した場合は、その名義変更の承諾年月日とします。）。
 - ② お客さまの氏名又は住所等。

③ お客さま番号。

- (3) お客さまが、第 1 項又は前項の請求をし、支払証明書又は契約事項証明書（以下総称して「支払証明書等」といいます。）をいいます。）の発行を受けたときは、別表第 9 の手数料等に定める支払証明書等の発行手数料のほか印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料等（実費）の支払いを要する場合があります。

4 1 お客さまの氏名等の変更の届出

- (1) お客さまは、氏名、住所、電話番号その他のガス需給契約に関する当社への届出内容に変更があったときは、速やかに当社に届出いただきます。当社に届出がない場合（届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます）、ガス需給契約に定める当社からお客さまに行う通知は、当社がお客さまから届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなすことができます。
- (2) 前項の届出があった場合、当社はその届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出をお客さまに求める場合があります、お客さまはこれに応じるものとします。

4 2 通知

- (1) 当社は、第 21 条に定める場合を除き、お客さまへの通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができますものとします。
- ① お客さまがガス需給契約に基づき当社に届出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知。
- ② お客さまが d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又は d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知。
- ③ その他当社が適当と判断した方法。
- (2) 前項各号に掲げる方法によるお客さまへの通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第 1 項各号に掲げる方法のほか、ドコモでんきサイト上にその内容を掲載することをもって、ドコモ ガスに関するお客さまに対する通知に替えることができますものとします。この場合、当社が当該通知内容をドコモでんきサイトに掲載した時点をもって当該通知がお客さまに対してなされたものとみなします。

4 3 プライバシーポリシー

個人情報の取扱いについては、当社が別途定める「NTT ドコモ プライバシーポリシー」（<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>）及び「パーソナルデータの取扱いに関する同意

事項」 (https://www.docomo.ne.jp/utility/personal_data/consent_matters/) 並びに東京ガスが別途定める「個人情報保護方針」 (<https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy/index.html>) に従って取り扱います。

4.4 準拠法

ガス需給契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附 則

1 この供給約款の実施の期日

- (1) この供給約款は、2025 年 9 月 1 日から実施いたします。なお、請求書取扱事務手数料に係る規定の適用は、2025 年 12 月請求分からといたします。
- (2) 託送供給約款の別表第 12 の供給区域が変更された場合には、この供給約款の変更後の別表第 1 については、変更後の託送供給約款の別表第 12 の供給区域が適用される日から実施いたします。

2 「19 単位料金の調整」(2)②156, 200 円(以下「調整上限」という)について

調整上限は、2022 年 3 月から 5 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更及びこの供給約款の第 2 条の規定により、見直すことがあります。

(別表第 1) 供給区域

供給区域は、託送供給約款別表第 12 の 1 (1) の「東京地区等」に準じます。

(別表第 2) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

- 1 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

- 2 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備 考)

V は、第 14 条第 9 項の規定により算定する使用量

V₁ は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合
(パーセント)

(別表第 3) 2.5 キロパスカルを超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備 考)

V は、第 14 条第 12 項の規定により算定する使用量

P は、2.5 キロパスカルを超えて供給する圧力

V₁ は、ガスメーターの検針量

(別表第4) 料金表

1 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は第19条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（1＋消費税率）

3 料金表A

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.31円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに第19条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

4 料金表B

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,056.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	130.46 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに第19条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

5 料金表C

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,232.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	128.26 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに第19条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

6 料金表D

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1,892.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	124.96 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに第19条の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金いたします。

たします。

7 料金表E

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	6,292.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	-------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	116.16 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに第 19 条の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とい
たします。

8 料金表F

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	12,452.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	108.46 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに第 19 条の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金とい
たします。

(別表第 5) 料金の日割計算(1)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 4 のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第 4 の料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第 4 の料金表における基準単位料金又は第 19 条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 4 における適用基準と同様といたします。

(別表第 6) 料金の日割計算(2)

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第 4 のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30－供給中止期間の日数)／30

(備 考)

- ① 基本料金は、別表第 4 の料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31 日以上の場合は 30
- ③ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第 4 の料金表における基準単位料金又は第 19 条の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 4 における適用基準と同様といたします。

(別表第 7) 標準熱量より 2 パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備 考)

Dは、第 20 条第 3 項の規定により算定する金額

Fは、第 18 条の規定により算定した従量料金

Cは、第 25 条第 2 項に規定する標準熱量

Aは、法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

(別表第 8) 燃焼速度・ウォッベ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

〔算 式〕

$$MCP = \Sigma (S_i f_i A_i) / \Sigma (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCP は、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

K は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\Sigma A_i}{\Sigma (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5C O_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

$C O_2$ は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

N_2 は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

O_2 は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水 素	一酸化 炭素	メタン	エタン	エチ レン	プロ パン	プロ ピレン	ブタン	ブテン	その他の 炭化水素
S_i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f_i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α_i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) 「ウォッベ指数」とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の計算式によって得られる指数をいいます。

〔算 式〕

$$W I = H / \sqrt{a}$$

$$\left[\begin{array}{l} W I = \text{ウォッベ指数} \quad a = \text{ガスの空気に対する比重} \\ H = \text{単位あたりのガスの熱量} \end{array} \right]$$

(3) 燃焼性の類別は、ウォッベ指数、燃焼速度により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の種 別	ガス グル ー	ウォッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最 小 値	最 大 値	最 小 値	最 大 値
13A	13A	52.7	57.8	35	47

(別表第9) 手数料等

区分		料金額
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	253 円 (内税)
	口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行に係るもの	253 円 (内税)
請求書取扱事務手数料	請求書により金融機関やコンビニエンスストア等にて支払いいただく際の事務手続きや、ご入金結果の登録処理等に係るもの	220 円 (内税)
発行手数料	支払証明書の発行に係るもの	440 円 (内税)
	契約事項証明書の発行に係るもの	330 円 (内税)